

沖縄地域における「海の駅」設置等に関する規約

【I 目的・定義及び登録制度】

(目的)

第1条 沖縄地域における「海の駅」の設置及びそのネットワーク化を通じ、会員相互及び全国各地の「海の駅」との交流・連携を深めるとともに、本県における観光の振興及び地域の活性化並びに舟艇利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「海の駅」の定義は、「海から、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用できる港（場）」とする。

(呼称)

第3条 「海の駅」の呼称は、「〇〇海の駅」（〇〇に地名等をひらがな等で表記）とする。

(登録申請)

第4条 自己の管理する係留施設等について、本規約に基づく「海の駅」として登録を希望する者（係留施設の管理者）は、登録申請書（別添「書式1」）を事務局（第20条に規定、以下同じ。）に提出するものとする。

(審査・登録)

第5条 運営委員会（第16条に規定、以下同じ。）において申請内容を審査し、第8条の設置要件及び本事業の目的・趣旨に適合する場合、沖縄「海の駅」として登録する。

2 登録の方法は、別添「書式2」への記載による。

(登録証交付)

第6条 「海の駅」に登録された係留施設の管理者（以下、「登録会員」という。）に対し、登録証（別添「第1号様式」）を交付する。

(協調)

第7条 登録会員は、「海の駅」の企画・立案及びこれに関連する作業に積極的に参画する。

2 登録会員は、相互に連携・協力し、沖縄地域における「海の駅」設置の拡充に努める。

3 登録会員は、主催するイベントの情報を、他の会員に積極的に提供する。

4 登録会員は、全国各地の「海の駅」に対し積極的に情報を発信し、ネットワーク化を図る。

5 登録会員は、全国「海の駅」連絡協議会主催のイベントや研修会等への参加に努める。

6 登録会員は、「海の駅」であることを示す共通のロゴマーク（別添の図1）を主たる施設内の目に付きやすい適当な場所に標示する。

(設置要件)

第8条 「海の駅」の設置要件は次のとおりとする。

- 一 来訪者が利用できる係留施設を有すること
- 二 来訪者が利用できるトイレを有すること
- 三 係留予約等に関する情報提供を行うガイドを配置していること

(登録抹消)

第9条 本規約に違反し又は著しく非協力的な登録会員については、推進会議（第11条に規定、以下同じ。）の総会（第12条に規定、以下同じ。）における特別過半数決議（出席者の過半数が賛成し、かつ出席した登録会員の過半数が賛成する決議、以下同じ。）によって、登録を抹消することが

できる。

- 2 前項によって抹消された者は、共通ロゴマークの標示板を自ら廃棄するとともに、登録証を事務局に返還しなければならない。

【Ⅱ 沖縄「海の駅」設置推進会議】

(会の設立・構成)

第10条 本事業を推進するため、次の三者で構成する会を設立する。

- 一 登録会員
- 二 賛助会員
- 三 特別会員

- 2 賛助会員とは、「海の駅」未登録の係留施設を管理する者（事実上管理する者を含む。）で、本事業に賛同し「海の駅」と連携・協力する者をいう。

- 3 特別会員とは、本事業と密接な関連を有し、事業目的に賛同する次の自治体及び公益法人又は団体をいう。

- 一 沖縄県
- 二 市町村
- 三 観光関係、舟艇関係等の公益法人又は業界団体

(会の名称)

第11条 前条に規定する会の名称を「沖縄『海の駅』設置推進会議」（以下、「推進会議」という。）とする。

(総会)

第12条 推進会議の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回、11月に開催する。
- 3 臨時総会は、運営委員会で決議したとき開催する。

(会長)

第13条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、定期総会において選出する。ただし、会長が欠けたとき又はその他のやむを得ない事由があるときは、臨時総会において選出することができる。
- 3 会長は、出席者の互選により、登録会員の中から選出する。
- 4 会長が欠けたときは、次の定期総会又は臨時総会において新会長が選出されるまでの間、事務局の長がその職務を代行する。

(任期)

第14条 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時総会で選出された会長の任期は、次の定期総会までとする。

(総会決議)

第15条 総会では、本事業の目的の範囲内で自由に決議することができる。

- 2 次の事項は、定期総会において承認決議を行う。

- 一 旧年度の事業報告及び会計報告
- 二 新年度の事業計画

- 3 第9条第1項（登録抹消）、第13条第2項（会長選出）及び前項各号の総会専決事項を除き、総会での未決事項については、運営委員会に事務処理を委任することができる。

【Ⅲ 運営委員会】

(運営委員会の設置及び構成)

第16条 推進会議の下に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、登録会員のみで構成する。ただし、運営委員長又は構成員の要求があるときは、賛助会員及び特別会員の一部の者の出席を要請することができる。

(運営委員長)

第17条 運営委員長は、推進会議の会長が兼務する。

- 2 運営委員長が欠け又は欠席のまま運営委員会を開催するときは、事務局の長がその職務を代行する。

(運営委員会の開催)

第18条 運営委員会は、次の各号の場合に開催するほか、随時に開催することができる。

- 一 「海の駅」の登録申請があったとき
- 二 定期総会前(約1月以内)
- 三 臨時総会の開催が必要なとき

(運営委員会決議)

第19条 運営委員会は、総会専決事項を除き、自由に決議することができる。

- 2 運営委員会は、総会に提出する全ての議案について、事前に討議し決議しなければならない。
- 3 運営委員会は、第15条第3項により事務処理を委任された案件について、その決議結果を総会に報告しなければならない。

(事務局)

第20条 運営委員会の下に事務局を置く。

- 2 事務局は、推進会議及び運営委員会の一般庶務のほか、運営に必要な事務を行う。
- 3 事務局は、原則として運営委員長(会長)の所属する団体又は事業所に置く。ただし、当分の間、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課に置く。

(会費・会計期間)

第21条 推進会議は、登録会員の会費をもって運営する。

- 2 会費は年額3万円とし、毎年10月に事務局に納付する。
- 3 登録会員は、入会時に入会費として5万円(看板作成費等)を事務局に納付する。
- 4 会計期間は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

【IV 改正・その他】

(改正)

第22条 本規約の改正は、総会決議による。

- 2 本事業の目的・定義及び全国統一の規格等に抵触する内容の改正は行うことができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、軽微な又は細則的な内容の改正については、運営委員会に改正の事務処理を委任することができる。
- 4 改正決議及び運営委員会への委任決議は、特別過半数決議とする。

(決議要件)

第23条 特別過半数決議を規定する条項を除き、決議は出席者の過半数による。

(その他)

第24条 本規約に定めのない事項については、運営委員会において決定する。

附 則 本規約は、平成19年2月22日から施行する。

沖縄「海の駅」登録申請書

平成 年 月 日

沖縄「海の駅」設置推進会議

会長 殿

住 所

事業者名

代表者名



沖縄地域における「海の駅」設置等に関する規約の趣旨及び「海の駅」ネットワーク化を推進していくことに賛同し、下記施設について、同規約第4条の規定により登録を申請します。

記

施設名称		
施設所在地		
運営(管理)主体		
施設概要	ビジター受入可能隻数	隻
	トイレ設置場所数	箇所
	予約・情報提供ガイド配置の状況	電話番号: ----- URL: ----- その他: (記入例) マリーナ内案内版掲示、パンフレット等
希望する海の駅名	海の駅	

※ パンフレット等、施設概要資料も添付願います。

給油設備	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:バース1基毎に設置
給水設備	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:バース1基毎に設置
陸電設備	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:バース1基毎に設置
宿泊施設	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:1棟20室(2人部屋・バス・トイレ付き)
食事施設	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:お食事処「海の駅食堂」
レジャー施設	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:海の駅ビーチ(マリーナ施設外、マリーナから徒歩2分)
物産販売施設	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:海の駅お土産販売所
公共施設	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:沖縄郷土センター(マリーナ施設外、マリーナから徒歩5分)
その他施設	有・無	(有の場合、その概要) 記入例:駐車場(50台収容可能)、レンタボート、海の駅レンタカー(マリーナ施設外、マリーナから徒歩3分)

※マリーナ施設外の施設(周辺施設)であれば、その旨及び「徒歩〇〇分」と記入すること。

沖縄「海の駅」登録簿(個票)

登録番号	第 号	登録年月日	平成 年 月 日	
海の駅名称	海の駅	マリーナ名		
海の駅所在地				
事業者(管理者)名 及び住所	事業者名: (担当部署)			
	住 所:			
	連絡先 (TEL)		(FAX)	
	URL: http://www			
施設概要	ビジター受入可能隻数	隻		
	トイレ設置場所数	箇所		
	予約・情報提供ガイド機能の状況			
	附随施設	給油設備	有・無 (概要)	
		給水設備	有・無 (概要)	
		陸電設備	有・無 (概要)	
		宿泊施設	有・無 (概要)	
		食事施設	有・無 (概要)	
		レジャー施設	有・無 (概要)	
		物産販売	有・無 (概要)	
公共施設	有・無 (概要)			
その他施設	有・無 (概要)			
備考				

沖縄第 ○○ 号



登録証

殿

○○○マリーナは、沖縄地域における「海の駅」設置等に関する規約第8条に定める要件を満たしていますので、下記の呼称で登録したことを証します

記

○ ○ 海 の 駅

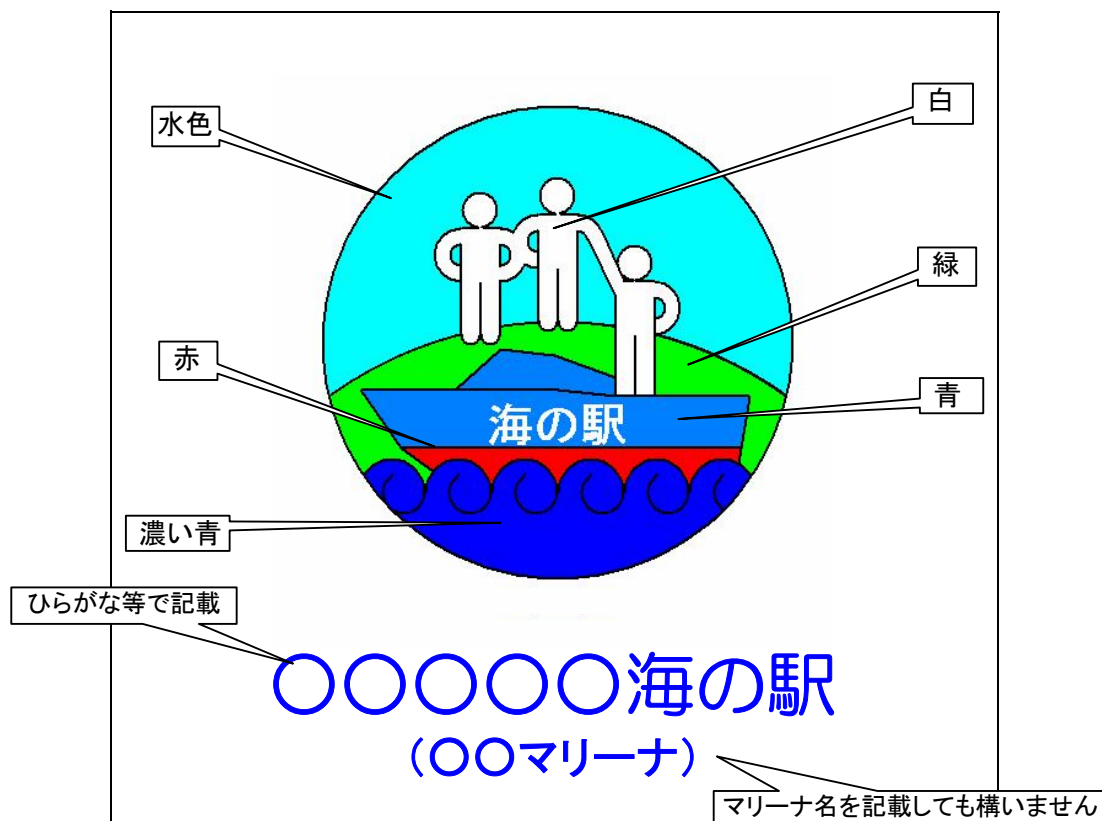
平成19年 月 日

沖縄「海の駅」設置推進会議

会 長 ○ ○ ○ ○

沖縄「海の駅」設置推進会議
会長
之印

図1(第7条関係)



「海の駅」ロゴマークの説明

○図柄について

- ①陸地側をホスト、舟及び利用者をビジターとイメージしています。
- ②ホスト側は2名が腕を輪にして描いていますが、舟艇利用者に手をさしのべている者は、実際の窓口でありガイドや施設管理者をイメージしています。もう一人の左側の者はその地域の活性化や交流拠点等を担当する関係者をイメージ(その地域の観光や文化、物産等を人としてイメージ。)しており、つまり、この2者が連携し合いながら、ビジターを迎えているというイメージです。
- ③ビジターについては、ホスト側と手を結ぶ構図としました。これは、互いに目的を共有し合う(互いの存在が不可欠であり、共生することで互いの目的を成す。)という意味です。(ホスト→海を玄関口とした情報発信・地域振興のネットワークの媒体として、舟艇利用者を動脈とした利用目的⇄ビジター→気軽に利用できる係船場所がほしいという利用目的)
また、共生という関係上、三人共に手をつなぎ腕の部分の部分を輪の形にすることで、地域・海の駅・ビジターが互いに協調しあうことの必要性をイメージしています。

※ロゴマーク(標示用)について、サイズの規定はありませんが、標示の目的から標準的な寸法:1桁四方(別紙1)を示しています。また、ロゴマークの余白等には制限がありませんので、施設名等を標示しても構いません。

○色彩について

- ①空と海は青系、空色(水色)の関係上、海は濃いめの青に設定しています。
- ②陸については、島をイメージした緑系となりますが、海と空の境界をハッキリさせるため発色の良い、明るいグリーンを使用しています。
- ③舟については、本来白色がほとんどと思いますが、舟全体を単色にした場合、舟らしく見えなため、実際にはあり得ませんが喫水線を引き、ここを赤色とすることでマーク全体の色数を増やし、この赤色とマッチするのが結果的に海と空色の間色としました。
※色彩については、特別の理由はありませんが、上記のとおり統一しました。